

整理番号	36001
評価対象年度	令和3年度
編成区分	当初

事務事業評価(事前)シート

提出日	令和2年11月30日
事業担当課	中央総合事務所 生活福祉2課
担当者・内線	篠崎 ・ 2675

《基本情報》

事務事業名	家計改善支援事業		<input checked="" type="checkbox"/> 新規
			<input type="checkbox"/> 拡大
基本施策	F6 暮らしのセーフティネットを充実します		
基本施策の目的 (対象と意図)	対象	意 図	
	生活困窮者や生活保護受給者が	健康で文化的な生活を維持している。	
個別施策	F6-2 生活保護受給者の就労を支援します		
個別施策の目的 (対象と意図)	対象	意 図	
	就労可能な生活保護受給者が	個々の状況に応じた就労支援を受け、就職している。	

《事業の目的及び現在の取組み概要等》

現状・問題点	<p>生活保護受給者には債務を抱える者や、障害や病気等により適切な金銭管理ができないなど家計に係る問題を抱え、自身ではその問題点を解決することができない者も多いことから、自立した生活に向けての阻害要因となっている。</p> <p>上記のような家計に関する支援は、その指導や対応に多くの時間が必要なことや専門的な知識が必要な場合もあり十分な支援ができていない。</p> <p>また、家庭環境等の理由で適切な家計管理の方法を知らないまま、進学や就労により保護廃止となる者がいるため、債務等により再度困窮状態に至る者もいる。</p> <p>国も家計に関する支援の必要性を認めており、被保護者就労準備支援等事業補助金において「家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援」及び「大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援」の支援に2/3の補助を行っている。</p>
目標(誰(何)をどのような状態にしたいのか)	家計に問題を抱える生活保護受給者が適切な支援を受けることで、自立を目指したり、再び困窮状態に至らない状況となっている。
課題(どういことをする必要があるので)	多様な課題を抱える被保護者と面接等を行い、対象者の家計に係る問題を明らかにしたり、解決方法をともに考え各種手続きに同行するなど、問題解決と自立した生活に向けた支援を効果的に行うため、ファイナンシャルプランナーなど専門的な知識を持つ支援員を配置する必要がある。
上記の問題点に対して現在行っている事業の有無	有・ 無 ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等)
当該新規・拡大事業を行うにあたり、縮小・統合・廃止する事業	有・ 無 ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等) 新規・拡大事業を行うためには、今までやってきた取組みを検証し、成果や効果が低い事務事業の終了も含めた「選択と集中」に努めることが不可欠です。

《事業の概要》

<p>事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業 期間、総事業費、事業 費内訳等記載)</p>	<p>ファイナンシャルプランナーなど専門的な知識を持つ支援員を生活福祉2課に配置し、各総合事務所の被保護者と面接等を行いながら対象者の家計に係る問題を明らかにし、解決方法をともに考え、各種手続きに同行するなどにより問題解決と自立した生活に向けた支援を行う。</p> <p>また、就労や進学により自立をする者に対し金銭管理の方法などを指導することで、自立後に困窮状態に陥り生活保護受給に至ることを防ぐ。</p> <p>【配置人員】 1人</p> <p>【配置場所】 中央総合事務所生活福祉2課</p> <p>【事業実施方法】 直営 自立相談支援機関の業務を長崎市社会福祉協議会内の「長崎市生活支援相談センター」に委託し生活困窮者向け家計改善支援員を配置していることから、業務委託の検討は可能であるが、次の理由で直営とする。 ①委託費用見込みと直営での人件費はほぼ同じである。 ②業務委託をした場合は、長崎市社会福祉協議会に職員が配置されるが、直営の場合は生活福祉2課に会計年度任用職員を配置できることから、窓口で相談に来た対象者とすぐに面接等を行うことができ、ケースワーカーと協力して支援を行いやすい。</p> <p>【対象者】 生活保護受給者（中央以外の各総合事務所の受給者も対象）</p>					
<p>業務量の増減</p>	<p>業務実施に伴うもの 1,740時間の増 支援員選定等雇用のために必要なもの 6時間の増</p>					
<p>市民等の参画と協働のまちづくり (取組みに☑をし、その内容を記載)</p>	<p><input type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 参画 <input type="checkbox"/> 協働</p>					
<p>事業期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定（ 年度～ 年度 ）</p>					
<p>予算額</p>	<p>金額(千円)</p>	<p>国</p>	<p>県</p>	<p>地方債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>
	<p>当年度</p>	<p>3,482</p>	<p>2,321</p>			<p>1,161</p>
	<p>総額</p>	<p>3,482</p>	<p>2,321</p>			<p>1,161</p>
	<p>財源名称</p>	<p>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金</p>				
<p>成果(活動)指標</p>	<p>指標(単位)</p>	<p>家計に改善が見られた者の数</p>				
	<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>
	<p>目標値</p>	<p>50%</p>	<p>50%</p>	<p>50%</p>	<p>50%</p>	<p>50%</p>
	<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>支援を行った者のうち、何らかの改善が図られた人の割合を成果指標とした。家計に課題を抱える者は長期的な支援を必要とし小さなステップでの改善となることから、改善が図れる者が毎年度半数を超えるような数値を目標とした。</p>				

評価結果

(1) 今後の事業の方向性と理由

<input checked="" type="checkbox"/> 採択	<input checked="" type="checkbox"/> 所管案のとおり <input type="checkbox"/> 事業統廃合	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事業規模拡大	<input type="checkbox"/> 事業規模縮小
<input type="checkbox"/> 不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			
<input type="checkbox"/> 一部不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			

(2) 評価会議における指摘事項

生活保護受給者には、家計に係る問題を自身で解決することが難しい者や保護廃止後に適切な家計管理ができず、再度困窮状態になる者もいるが、現状では十分な支援ができていない。

これらの家計に係る問題解決を図るため、専門的な知識を持つ支援員を配置するものである。

効果的な支援が可能になることで、家計に係る問題の改善と自立意欲の向上につながっていくことから事業の実施は適当である。

ただし、事業実施に対する意見は次のとおり。

【その他の意見】

・専門性を有する職員の配置により実施するため、事業の継続性を確保できるよう工夫すること。